古くて新しいまち

五條新町

守りたい美しいまち



重伝建(重要伝統的建造物群保存地区)ってなに?

市町村が決定した「伝統的建造物群(城下町や宿場町など、周囲の環境と一体となって歴史的な味わいのある景観をつくりだしている建造物のあつまり)保存地区」のうち、特に価値が高いものとして国が選定したものです。妻籠や倉敷をはじめ、身近なところでは橿原市今井町、富田林市寺内町、宇陀市松山地区なども重伝建に選定されています。

重伝建になったら、どうなるの?

歴史的景観を守るため、保存地区内では建物の現状を変更する 行為が規制されます。もちろん、建物の内部は自由に変更すること ができます。一方、伝統的建造物の「修理」や、伝統的建造物以外 の建造物を周囲の歴史的なおもむきに調和させる「修景」などに対 して補助があるほか、税制上の優遇措置があります。また、古い 木造建築が多く集まる地区では火災などの災害に対する不安も大 きいものですが、市町村は景観に配慮した防災施設等の整備事 業にも計画的に取り組みます。

なにより、みなさんの住む町なみが、**誇り高い国の宝**としてその価値を認められ、みなさんの力で守られていくことになるのです。



国や市町村は…

私たちの五條新町には、どんな価値があるの?

五條新町通りやその界隈には 17 世紀の初頭から 18 世紀にかけて建てられた町家が集中して、 近世の町なみを考える上で貴重な民家群を形成しています。五條新町通りでは、江戸時代、明治 時代、大正・昭和初期、昭和戦後と、約4世紀にわたる民家の移り変わりの様子をみることができま す。生活様式などの変化にともなって改築され、古い姿そのままの家は少なくなっていますが、家の 構造にまで及ぶ大きな改造はされていないため、町なみ全体としては伝統的な姿を保っていると言え ます。

五條新町周辺のように、実際に住宅や商店などとして**今も使われている建物そのもの**によって、江戸時代初期からの町なみの様子を知ることができるところは全国でも希少で、ここに五條新町の町なみの重要さがあります。みなさんの五條新町通りは、重みのある民家が多いこととその長さにおいて**日本**一であるとも言われているのです。

古い町なみ、なぜ残すの?

「美しい町なみだから」

「文化財として価値があるから」

「なくなってしまったら、もうもとには戻せないから…」

補助はええけど、 規制はかなんなぁ…



もちろんそうです。けれど、何より大切なことは、「**残したい」「守りたい」という私たちの「想い」**です。そこには私たちの生活の舞台が、そして、このまちで育まれてきた私たちの、心の風景があるからです。

五條新町通りがまだアスファルト舗装されていなかった頃。黄色い土道を蹴って家路を急ぐ幼い私。夕暮れ、あたりは薄闇に包まれて、思わず泣きべそになる。そのとき、格子窓からこぼれるやわらかな電燈の光と、ふんわりと鼻をくすぐるあたたかいお味噌汁の香り。「気いつけて帰りよ」と声をかけてくれる近所のおばちゃんの笑顔に心底ほっとする私…。そんな光景が、みなさんの心の中にも残っているのではないでしょうか。

江戸時代からそこに住む人たちのくらしを見つめてきた五條新町通りは、今もなお当時の面影を残したまま、私たちの生活の背景であり続けているのです。私たちの古く美しく愛着あふれる町なみは、私たちとともに「生きている」のです。

美しい町なみは、ひとたび壊されてしまったらもう取り戻せないものです。でも、住んでいる人たちが「古くさくて不便なだけよ」と思っていれば、一軒一軒の家は、櫛の歯が欠けるようになくなっていくしかありません。「残してもしょうがない」から「私たちのくらしや地域のために活かしたい」と価値が転換しない限り、生きた形での歴史的町なみ保存はあり得ないのです。



主役は、もちろん私たちです!!

住民のいない町は、ただ美しいだけの「美術品」にすぎません。残したいのは、抜け殻や作り物の町ではなく、これまで通り私たちが生活を営む「生きた町なみ」です。「規制」だと後ろ向きにとらえないで、私たちの大切な生活の場を、私たちが暮らしてきた美しい面影のままに、子どもたちへ、未来へ残していくための、「私たちの約束ごと」だと考えてみませんか。国や市町村は、町なみ保存のためにきゅうくつな生活を私たちに押し付けるのではありません。むしろ、ひとりひとりでは困難だった町なみ保存に、国や市町村をあげての力強い協力を得ることができるのです。住みよく活気溢れる生きた町づくりを目指して、私たちが主体となって国や市町村といっしょに取り組んでいくのです。

五條市伝統的建造物群保存地区保存計画の概要

伝統的建造物群や、これと一体をなす環境を保存すると同時に、その活用を図りながら住民の生活向上に努めます。

住民は、保存地区内の伝統的建造物及び環境物件に対して、市が定める基準に応じて伝統的町並み景観の保存に主体的に取り組みます。

市は、保存整備計画に基づく修理・修景などの事業に対して必要な経費の補助をおこなうほか、物資の提供・斡旋、資金の融資、技術的支援等を行うことができます。また、保存地区の保存のために必要な管理施設や防災施設、環境の整備を行うことができます。

伝統的建造物とは…

- 建造物…昭和前期以前に建てられ、五條新町の伝統的な町家建築の主屋及び付属屋、 近代建築等の諸特性をよく表していると認められるものなど
- 工作物…五條・新町の伝統的な町家建築等と一体をなすもので、昭和前期以前に建てられ、伝統的な工作物の諸特性をよく表していると認められる門・塀・石積など

環境物件とは…

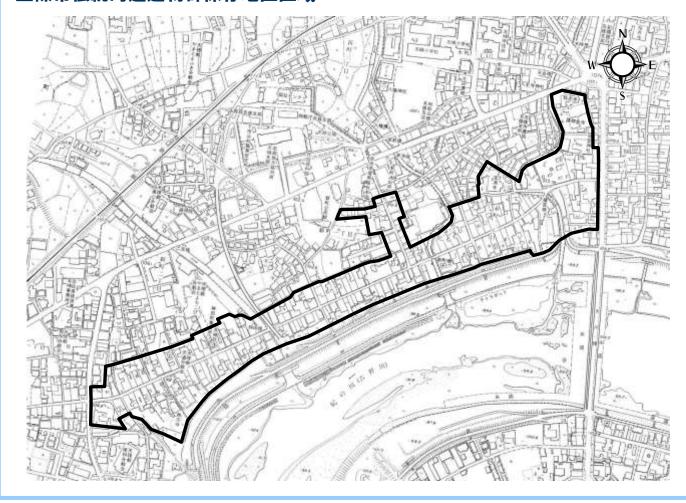
五條新町の伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる物件(土地・自然物)

保存整備計画

- ア、伝統的建造物の修理については、修理基準を適切に運用して、保存地区の伝統的景観 を保存する。
- イ、伝統的建造物では、伝統的様式にそぐわない改造・修理が加えられている部分については、当該建造物の履歴調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。
- ウ、伝統的建造物以外の建造物の修景にあたっては、修景基準により、保存地区の景観の 維持・回復を図る。
- エ、環境物件の復旧にあたっては、修理基準を適切に運用して、復旧することを基本とする。
- オ、環境物件以外の環境要素の修景にあたっては、保存地区の伝統的景観の維持・回復を 図るよう整備を進める。
- カ、条件によっては、保存地区の形式を良く伝える町家等の物件を公有化し、内部までを保存して、公開・活用施設として整備することを検討する。

伝統的建造物の修理や、伝統的建造物以外の建造物の新築・改修、修景などには、町並みの歴史的おもむきを守るために、それぞれに市で定める基準があります。この基準に沿って行われた工事等に対し、市が補助を行います。

五條市伝統的建造物群保存地区区域



五條新町伝統的建造物群保存地区の概要

- 1. 面 積 約 7.0 ha
- 2. 家屋数 160 戸
- 3. 世帯数 153 世帯
- 4. 人 口 376人 (うち 男 164 女 212)
- 5. 建物棟数 330件(うち伝統的建造物156件) (国指定重要文化財1件 市指定文化財1件)
- 6. 都市計画上の地域・地区等

第1種住居地域 (建ペい率 60%、容積率 200%) 商 業 地 域 (建ペい率 60%、容積率 400%) 準 工 業 地 域 (建ペい率 60%、容積率 200%) 五條市新町地区町なみ保存活動記録(抜粋)

平成 16 年 6 月~平成 17 年3月

第2次五條新町地区町並み調査実施

平成 20 年 3 月五條新町地区町なみ保存会発足式

平成 21 年 1 月五條市伝統的建造物群保存地区保存条例 公布

平成 22 年 6 月五條市伝統的建造物群保存地区決定告示

平成 22 年 6 月保存計画告示

平成 22 年 7 月伝建地区補助要綱告示

平成 22 年 8 月文科相に重伝建地区選定申出を行う

平成 22 年 12 月重伝建地区選定

このリーフレットに関するご質問や、建造物の修理・修景基準など、五條市伝統的建造物群保存地区保存計画についての詳しい内容につきましては、五條市教育委員会 文化財課町並保存整備室にお問い合わせください。



平成27年8月10日発行

発 行: 五條新町地区町なみ保存会

編 集: 五條市教育委員会

文化財課 町並保存整備室

五條市本町2丁目7番1号

まちなみ伝承館内

(0747)22-4001(内線:301)